# 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

(均等割の税率の軽減)

- 第14条 次の各号に掲げる者のいずれかに 該当する納税義務者に対して課する均等割額は、前条の規定によって課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。
  - (1) 均等割を納付する義務がある<u>同一生計</u> 配偶者又は扶養親族 1,500円
  - (2) [略]

(所得割の課税標準)

第15条 〔略〕

2 · 3 [略]

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が 生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の特定配当等申告書(区民税の納税通知書 が送達される時までに提出された次に掲げ る申告書をいう。以下この項において同 じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関 する事項その他規則で定める事項の記載が あるとき(特定配当等申告書にその記載が ないことについてやむを得ない理由がある と区長が認めるときを含む。)は、当該特 定配当等に係る所得の金額については、適 用しない。ただし、第1号に掲げる申告書 及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出 された場合におけるこれらの申告書に記載 された事項その他の事情を勘案して、この <u>項の規定を適用しないことが適当であると</u> 区長が認めるときは、この限りでない。
  - (1) 第23条第1項の規定による申告書
  - (2) 第24条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合にお ける当該確定申告書に限る。)
- 5 〔略〕
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額 に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申</u> 告書(区民税の納税通知書が送達される時 までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。</u> 以下この項において同じ。)に特定株式等

現 行

〔同左〕

- 第14条 <u>区民税の納税義務者が次の各号の</u> 一に該当する場合においては、その者に対 して課する均等割額は、前条の規定によっ て課する額からそれぞれ当該各号に定める 額を減じて得た額とする。
  - (1) 均等割を納付する義務がある<u>控除対象</u> 配偶者又は扶養親族 1,500円
  - (2) 〔略〕

[同左]

第15条 〔略〕

2 · 3 [略]

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が 生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の第23条第1項の規定による申告書(そ の提出期限後において区民税の納税通知書 が送達される時までに提出されたもの及び その時までに提出された第24条第1項の 確定申告書を含む。)に特定配当等に係る 所得の明細に関する事項その他規則で定め る事項の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてやむを得な い理由があると区長が認めるときを含む。) は、当該特定配当等に係る所得の金額につ いては、適用しない。

- 5 [略]
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第2

譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他規則で定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合にお ける当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第20条の3 所得割の納税義務者が、<u>第1</u> <u>5条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に 記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について 法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5分の3を乗じて得た金額を、第18条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 〔略〕

付 則

(区民税の所得割の非課税の範囲等)

第2条の2の3 当分の間、区民税の所得割 を課すべき者のうち、その者の前年の所得 について第15条の規定により算定した総 所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計</u> 配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を 4条第1項の確定申告書を含む。)に特定 株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関 する事項その他規則で定める事項の記載が あるとき(これらの申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると 区長が認めるときを含む。)は、当該特定 株式等譲渡所得金額に係る所得の金額につ いては、適用しない。

〔同左〕

第20条の3 所得割の納税義務者が、<u>第1</u> <u>5条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等 に係る所得の金額の計算の基礎となった特 定配当等の額について法第2章第1節第5 款の規定により配当割額を課された場合又 は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の 基礎となった特定株式等譲渡所得金額につ いて<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株 式等譲渡所得割額を課された場合には、当 該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5分の3を乗じて得た金額を、第18条及 び前3条の規定を適用した場合の所得割の 額から控除する。

2・3 [略]

[ 同左]

第2条の2の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象</u>配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を

乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額 に32万円を加算した金額)以下であるも のに対しては、第9条の規定にかかわらず、 区民税の所得割(分離課税に係る所得割を 除く。)を課さない。

# 2 · 3 〔略〕

第3条の5の2 平成22年度から平成43 年度までの各年度分の区民税に限り、所得 割の納税義務者が前年分の所得税につき租 税特別措置法第41条又は第41条の2の 2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 2・3 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 〔略〕

2 〔略〕

乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額 に32万円を加算した金額)以下であるも のに対しては、第9条の規定にかかわらず、 区民税の所得割(分離課税に係る所得割を 除く。)を課さない。

# 2 · 3 〔略〕

第3条の5の2 平成22年度から平成41 年度までの各年度分の区民税に限り、所得 割の納税義務者が前年分の所得税につき租 税特別措置法第41条又は第41条の2の 2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に 限る。)において、前条第1項の規定の適 用を受けないときは、法附則第5条の4の 2第6項(同条第9項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)に規定する ところにより控除すべき額を、当該納税義 務者の第18条及び第19条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除する。

2·3 〔略〕 〔同左〕

第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 〔略〕

〔同左〕

第6条 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

[略]

- 4 [略]
- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該 軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には平成30年2月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該 軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定 の適用を受けるものを除く。)に対する第

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

4 [略]

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の額につ いて不足額があることを第40条第2項の 規定による納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限)後におい て知った場合において、当該事実が生じた 原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし た者が偽りその他不正の手段(当該申請を した者に当該申請に必要な情報を直接又は 間接に提供した者の偽りその他不正の手段 を含む。)により国土交通大臣の認定等を 受けたことを事由として国土交通大臣が当 該国土交通大臣の認定等を取り消したこと によるものであるときは、当該申請をした 者又はその一般承継人を賦課期日現在にお ける当該不足額に係る3輪以上の軽自動車 の所有者とみなして、軽自動車税に関する 規定(第43条及び第44条の規定を除 く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における

第7条 削除

第8条の規定の適用については、同条中 「納期限(」とあるのは、「納期限(付則 第7条第2項の規定の適用がないものとし た場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者 についての軽自動車税の納期限とし、当該」 とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民 税の課税の特例)

### 第8条 〔略〕

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8 条の4第2項に規定する特定上場株式等の 配当等(以下この項において「特定上場株 式等の配当等」という。)に係る配当所得 に係る部分は、区民税の所得割の納税義務 者が当該特定上場株式等の配当等の支払を 受けるべき年の翌年の4月1日の属する年 度分の区民税について特定上場株式等の配 当等に係る配当所得につき前項の規定の適 用を受けようとする旨の記載のある第15 条第4項に規定する特定配当等申告書を提 出した場合(次に掲げる場合を除く。)に 限り適用するものとし、区民税の所得割の 納税義務者が前年中に支払を受けるべき特 定上場株式等の配当等に係る配当所得につ いて同条第1項及び第2項並びに第18条 の規定の適用を受けた場合には、当該納税 義務者が前年中に支払を受けるべき他の特 定上場株式等の配当等に係る配当所得につ いて、前項の規定は、適用しない。
  - (1) 第15条第4項ただし書の規定の適用 がある場合
  - (2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれ も提出された場合におけるこれらの申告 書に記載された事項その他の事情を勘案 して、前項の規定を適用しないことが適 当であると区長が認めるとき。
- 3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の 課税の特例)

第11条 昭和63年度から<u>平成32年度</u>ま での各年度分の区民税に限り、所得割の納 〔同左〕

#### 第8条 〔略〕

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8 条の4第2項に規定する特定上場株式等の 配当等(以下この項において「特定上場株 式等の配当等」という。)に係る配当所得 に係る部分は、区民税の所得割の納税義務 者が当該特定上場株式等の配当等の支払を 受けるべき年の翌年の4月1日の属する年 度分の区民税について特定上場株式等の配 当等に係る配当所得につき前項の規定の適 用を受けようとする旨の記載のある第15 条第4項に規定する申告書を提出した場合 に限り適用するものとし、区民税の所得割 の納税義務者が前年中に支払を受けるべき 特定上場株式等の配当等に係る配当所得に ついて第15条第1項及び第2項並びに第 18条の規定の適用を受けた場合には、当 該納税義務者が前年中に支払を受けるべき 他の特定上場株式等の配当等に係る配当所 得について、前項の規定は、適用しない。

3 〔略〕

[同左]

第11条 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納

税義務者が前年中に前条第1項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措 置法第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、当 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附 則第34条の2第1項に規定する優良住宅 地等のための譲渡をいう。) に該当すると きにおける前条第1項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除 く。次項において同じ。)に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する区民税の所得 割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) 【略】

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成3 2年度までの各年度分の区民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲 渡をした場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34条の2第5項に規定する確定優良住宅 地等予定地のための譲渡をいう。以下この 項において同じ。) に該当するときにおけ る前条第1項に規定する譲渡所得に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する区民税 の所得割について準用する。この場合にお いて、当該譲渡が法附則第34条の2第1 0項の規定に該当することとなるときは、 当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のため の譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 〔略〕

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 〔略〕

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項

税義務者が前年中に前条第1項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措 置法第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、当 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附 則第34条の2第4項に規定する優良住宅 地等のための譲渡をいう。)に該当すると きにおける前条第1項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除 く。以下この条において同じ。)に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する区民税 の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 号に定める金額に相当する額とする。

(1)·(2) **〔略〕** 

2 前項の規定は、昭和63年度から平成2 9年度までの各年度分の区民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲 渡をした場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34条の2第5項に規定する確定優良住宅 地等予定地のための譲渡をいう。以下この 項において同じ。) に該当するときにおけ る前条第1項に規定する譲渡所得に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する区民税 の所得割について準用する。この場合にお いて、当該譲渡が法附則第34条の2第9 項の規定に該当することとなる場合におい ては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地 のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕 〔同左〕

第14条の2 [略]

2 · 3 〔略〕

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税

において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合にお ける当該確定申告書に限る。)
- 5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 〔略〕

2 · 3 〔略〕

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係 る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の条約適用配当等申告書(区民税 の納税通知書が送達される時までに提出さ れた次に掲げる申告書をいう。以下この項 において同じ。) に前項後段の規定の適用 を受けようとする旨の記載があるとき(条 約適用配当等申告書にその記載がないこと についてやむを得ない理由があると区長が 認めるときを含む。)に限り、適用する。 ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合 におけるこれらの申告書に記載された事項 その他の事情を勘案して、同項後段の規定 を適用しないことが適当であると区長が認 めるときは、この限りでない。
  - (1) 第23条第1項の規定による申告書
  - (2) 第24条第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合にお ける当該確定申告書に限る。)

5 〔略〕

通知書が送達される時までに提出された<u>ものに限り、その時までに提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む</u>。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 〔略〕 〔同左〕

第14条の3 〔略〕

2 · 3 〔略〕

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 〔略〕

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 1項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)におけ る第20条の3の規定の適用については、 同条第1項中「又は同条第6項」とあるの は「若しくは付則第14条の3第3項前段 に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた 年の翌年の4月1日の属する年度分の同条 第4項に規定する条約適用配当等申告書に この項の規定の適用を受けようとする旨及 び当該条約適用配当等に係る所得の明細に 関する事項の記載がある場合(条約適用配 当等申告書にこれらの記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると区長が認め るときを含む。)であって、当該条約適用 配当等に係る所得の金額の計算の基礎とな った条約適用配当等の額について租税条約 等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。)第3条の2の2第1項の規 定及び法第2章第1節第5款の規定により 配当割額を課されたとき、又は第15条第 6項」と、同条第3項中「法第37条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3条の2の2第9項の規定により読み替え て適用される法第37条の4」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 1項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)におけ る第20条の3の規定の適用については、 同条第1項中「又は同条第6項」とあるの は「若しくは付則第14条の3第3項前段 に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた 年の翌年の4月1日の属する年度分の第2 3条第1項の規定による申告書(その提出 期限後において区民税の納税通知書が送達 される時までに提出されたもの及びその時 までに提出された第24条第1項の確定申 告書を含む。)にこの項の規定の適用を受 けようとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載がある 場合(これらの申告書にこれらの記載がな いことについてやむを得ない理由があると 区長が認めるときを含む。)であって、当 該条約適用配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となった条約適用配当等の額につい て租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条 約等実施特例法」という。)第3条の2の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款 の規定により配当割額を課されたとき、又 は第15条第6項」と、同条第3項中「法 第37条の4」とあるのは「租税条約等実 施特例法第3条の2の2第9項の規定によ り読み替えて適用される法第37条の4」 とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1号の改正規定及び付則第2条の2の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の墨田区特別区税条例 (以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、平成29年度以後の

- 年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 2 前条ただし書の規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に関する 部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分まで の区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、 平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽 自動車税については、なお従前の例による。
- 2 区長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを墨田区特別区税条例第40条第2項の規定による納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(墨田区特別区税条例第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。